

死者、重症者に800万円

総額 6億円
まず慰謝料を請求

水俣病訴訟
弁護団確認

水俣病被害者家族互助会のうち訴訟に踏み切った千九世帯の訴訟内容を検討している水俣病訴訟弁護団（山本茂雄団長、三百二十九人は三十一日午後三時から熊本市九品寺の県消防会館に弁護士十

四人が集まって最終的な打ち合わせを行ない、週内以内に○チツソ株式会社を相手取り○当初は慰謝料だけを請求すること」を断念した。

慰謝料の基準は死者と生存患者の重症者（胎児性など）といわれる生けるしかばねといわれる人々）本人に八百万円（死者の場合は家族が相続）。死者の配偶者、親、子には四百方から三百万円、個々の慰謝料を支払うよう請求する。生存患者については重症、労働不能、労働可能の三ランクに分け、重症者については家族の慰謝料も死者と同じだが軽くなるほど請求額も低くなり、労働可能な生存患者本人については五百万円、その子供には百万円というふうに算定している。

訴訟派の代表者切原三さん一家（死者一人、生存患者三人、請求家族十三人）の場合、慰謝料の総額は五十八百万円となる。

千九世帯の請求総額はまだ計算がすすんでいないためはっきりしないが、総額は六億円にのぼるものとみられる。

損害賠償のうち慰謝料だけを請求するという姿勢訴訟になったことについて、弁護団では「早く提

訴したいという患者の意思をくんだ。逸失利益や慰謝料についても、交通事故の例など比べて算定に手間のかかるものを省く。これは当然将来追加請求する」と言っている。また慰謝料の額について最低限にしたとしている。新潟

水俣病の場合、死者本人に対する慰謝料が五百万円なので、これを上回ったわけで、将来逸失利益を加えれば、請求額は損害賠償裁判の中ではトップクラスの高額になることが予想される。

なお、同日までに弁護団の数は三百二十九人となり、これまで最大のマンモス弁護団といわれた山の一タイイタイ弁護団の二百九十七人をしのぐ日本一の弁護団となった。